

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第66回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年11月10日（火） 14時00分～14時59分
於・総務省 第一特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、
関口 博正、三友 仁志、山下 東子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（総合通信基盤局長）
大橋 秀行（電気通信事業部長）
佐々木 祐二（総合通信基盤局総務課長）
秋本 芳徳（事業政策課長）
飯村 博之（事業政策課企画官）
堀内 隆広（事業政策課調査官）
竹村 晃一（料金サービス課長）
内藤 新一（料金サービス課企画官）
吉田 正彦（データ通信課長）
塩崎 充博（電気通信技術システム課長）
安藤 高明（電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長）
北神 裕（電気通信技術システム課番号企画室長）
東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

ア 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3075号】

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認

可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可
(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに
負担金の額及び徴収方法の認可) について【諮問第 3 0 7 6 号】

2 諮問事項

ア 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）の施行
等に伴う関係省令等の整備について【諮問第 3 0 7 8 号】

開 会

○辻部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第66回）を開催いたします。

本日部会には、委員8名中6名の方が出席とご報告いただいておりますが、今、三友委員がまだお見えになっていらっしゃっておらず、少し遅れるということでもあります。まもなくお見えになりますので、ここで開催させていただきたいと思っております。定足数は、現在満たしております。

議 題

1 答申事項

ア 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3075号】

○辻部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思っております。

本日の議題は、諮問事項2件及び諮問事項1件でございます。

それではまず、諮問第3075号「事業用電気通信設備規則の一部改正」について審議いたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受け、9月29日開催の当部会において審議を行い、10月29日まで意見募集を行いました。

それでは、総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○塩崎電気通信技術システム課長　電気通信技術システム課の塩崎でございます。

お手元の資料66-1を用いまして、ご説明させていただきます。

まず、最初に9月に諮問いたしました内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。資料の一番下にページを振ってございますが、4ページ目の「Ⅱ 改正の概要」をご覧くださいければと思います。

諮問させていただいた事項でございますが、0AB-J IP 電話の安定品質要件に係る規定を明確にするため、事業用電気通信設備規則の一部改正を行うもので、改正の概要は次のポツに記載しているとおりでございます。また、「Ⅳ その他」のと

ころでございますが、ただいまの事業用電気通信設備規則の一部改正のほか、諮問対象外ではございますが、告示の一部改正を行うものでございます。こちらの概要もその下のポツに書いてあるとおりととなっております。

これらの省令及び告示の改正につきまして、9月30日から10月29日まで意見募集を行いました。その結果につきましては、ページを少し戻っていただきまして、2ページ目をご覧くださいいただければと思います。

ここにお示ししましたとおり、ソフトバンクと個人の方から計2件の意見提出がございました。それぞれの意見に対する考え方につきましては、次の3ページ目をご覧くださいいただければと思います。

まず、1件目のソフトバンクからの意見についてでございます。2段落目のところになりますが、本意見募集の対象となっている省令案及び告示案に賛同いたします、とのご意見をいただいております。なお、3段落目につきましては、NGN上での優先制御機能が利用できるよう引き続き対応を進めていく所存ということで、ソフトバンクとしての今後の取組方針を述べているものでございますので、今回の意見募集対象への意見ではないと思っております。そこで、本意見に対する考え方でございますが、本改正案に賛同されるご意見として承ります、としてご意見を承ります。

それから、個人の方の意見についてでございます。3つの意見がございます。1つ目の■のところでございますが、事業用電気通信設備規則の改正について望ましいと考えることをご意見をいただいております。それから、2つ目の■のところでございますが、告示の改正につきまして、パケット損失率の改正については望ましくなく、据え置きでよいのではないかとのご意見でございます。それから、3つ目の■のところでございますが、告示の安定品質に係る第7条の新設については望ましいことをご意見をいただいております。そこで、本意見に対する考え方でございますが、パケット損失率に関する2つ目の■のご意見につきましては、本年9月8日付けの情報通信審議会の答申のとおり、音声評価実験の結果等からパケット損失率の基準値を緩和した後も引き続き0AB-J IP電話に求められている水準の品質を確保できるものと考えます、としてご意見を承ります、としてご意見を承ります。また、その他の2つの意見につきましては、賛同の意見として承ります、としてご意見を承ります。

以上が提出された意見に対する考え方の案でございます。

これらを踏まえまして、当初の改正案どおりご答申をいただければと思っております。説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。どなたからでも結構です。この案件は9月に1度審議しておりまして、他の審議会、研究会でも審議を重ねてきておられますので、今のパブコメの結果で、これで問題ないと思っております。

それでは意見がございませんでしたら、諮問第3075号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 それでは、答申することといたします。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について【諮問第3076号】

○辻部会長 次に、諮問第3076号「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)」について審議いたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受け、9月29日開催の当部会において審議を行い、10月29日まで意見募集を行いました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○竹村料金サービス課長 それでは、資料66-2をご覧ください。本件は、来年1月から適用いたします、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法の認可について、9月29日に諮問をさせていただいたものでございます。

諮問の概要について簡単に説明をさせていただきます。資料の2ページ以降に申請概要がございます。3ページ、交付金の額でございますけれども、平成28年度の補填対象額が67.6億円となっております、交付金は補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額となっております。

それから、5ページ目をご覧くださいまして、負担金の額でございますけれども、接続事業者が負担する負担金の額は合算番号単価に番号数の乗じた額になりますけれども、合算番号単価については、来年1月から6月に適用する額は1番号当たり2円、7月以降は3円になるという見込みでございます。

以上の申請内容について審査をした結果でございますけれども、8、9ページにありますとおり、交付金負担金ともに特段の問題はないことから、「適」としてございます。これにつきまして、10月29日までの間、意見招請を行いました、特段のご意見はございませんでした。よって、1ページに戻っていただきまして、本件については認可することが適当とする答申案を作成させていただいております。

以上でございます。

○辻部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。ただいまの案件も9月29日に当部会で審議を行っておりますし、また、意見がないということでもありますので、諮問第3076号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○辻部会長　それでは、案のとおり答申することといたします。

（2）諮問事項

ア　電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行等に伴う関係省令等の整備について【諮問第3078号】

○辻部会長　それでは続きまして、諮問事項に移ります。それでは、諮問第3078号「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行等に伴う関係省令等の整備」について、総務省から説明をお願いいたします。

○飯村事業政策課企画官　それでは、資料66-3に基づきまして説明をさせてい

たきます。目次にございますように、配付いたしている資料としては、一番下にページ番号を打ってありますけれども、1ページ目が諮問書、2ページ目からが資料66-3-1と右肩に打ってある改正の概要を説明したパワーポイント資料、35ページ目からが資料66-3-2、今回整備する省令等の新旧対照表等でございます。1ページ目の諮問書の説明につきましては、改正概要の説明をもってかえさせていただきますと思います。

それでは、資料66-3-1、パワーポイントの資料の1ページ目、この資料の右肩に打ってある1ページ目をご覧ください。まず、諮問の背景ですけれども、昨年12月の情報通信審議会の答申などを踏まえまして、今年の5月に電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立・公布いたしました。施行は公布の日から1年以内とされております。

今回は、この改正法の施行に必要な省令改正等について諮問するものでございます。内容としては、公正な競争の促進、ドメイン名関係等について、この下にある項目についての省令改正等を行うものでございます。詳細は別途説明をいたします。

2ページ目をご覧ください。今回の法改正の概要でございます。青色の部分が高回の改正で追加をした措置、赤色が緩和をした措置でございます。公正な競争の促進の関係では、一種指定事業者と二種指定事業者のみに対し課される規定が対象となっております。一種指定事業者とは、下の※1にありますように、固定市場でアクセス回線シェアが50%を超えるNTT東西、二種指定事業者とは、※2にありますように、移動通信市場で端末シェアが10%を超えるNTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの4社となっております。今回は、まず接続の制度について二種指定事業者に関する規律を充実するとともに、卸についてはその提供の本格化を踏まえ、新たに事後届出制等を導入したところでございます。また、禁止行為規制については、二種指定事業者のうち収益シェア40%を超えるNTTドコモのみに対する規制でございますけれども、この規制を緩和いたしました。また、グループ化の進展に対応し、合併等を審査できるようにするため、登録の更新制を導入したところでございます。さらに、消費者保護に関する規律を充実するとともに、ドメイン名の関係については管理規程の作成・届出義務等の信頼性確保に関する規律、会計の整理・公表義務等の透明性確保に関する規律を整備したところでございます。

3 ページ目をご覧ください。これは、今回の主な改正省令等の一覧をまとめたものでございます。黒色の丸印が今回の諮問対象でございますけれども、右側の告示等の上から3つ目、優遇禁止対象者の指定告示、禁止行為関係の告示につきましては関係政令の制定を待つて別途諮問いたしますので、これを除いた12本が諮問対象でございます。また、これ以降の資料につきましては、今回の改正省令等の全体像をお示しするために、諮問事項以外の事項も含めて記述をしております。その点にも触れながら説明をさせていただきます。

それでは、5 ページ目をご覧ください。公正な競争の関係の1点目「電気通信事業の登録の更新制の導入」でございます。この制度は、グループ化によるさらなる寡占化をチェックするために導入したものでございます。法改正の概要としては、一種・二種指定事業者、またはその特定関係法人、これは今回新たに導入した概念ですけれども、いわゆるグループ会社が、グループ外の大規模事業者、すなわち一種・二種指定事業者、またはこれに準ずるシェアを持つ特定電気通信設備、これも新たに導入した概念ですけれども、これを設置する者と合併や株式取得等を行った場合に、一種・二種指定事業者に対し登録の更新を義務付けるものでございます。合併等があった日から3月以内に更新の申請をしてもらい、総務省が審査した上で登録の更新や条件の付与等を行うものでございます。規定事項は3点ございまして、このうち2点目、特定電気通信設備の関係が諮問事項でございます。諮問事項につきましては、青の白抜きのマークがついておりますので、以後、諮問事項か否かについてはこのマークで確認をいただければと思います。

続きまして、6 ページ目でございます。規定事項の1点目、特定関係法人の対象とその定義でございます。法律におきましては、特定関係法人については自分の親会社、子会社、兄弟会社、それからその他政令で定める特殊の関係にある法人と規定しております。この法律の委任を受けて、今回政令で、特殊な関係にある法人として3つの類型を規定いたします。

1つ目が、自分の関連会社。左の絵でいいますと、自分の下にある赤で白抜きになっている会社でございます。2つ目が、自分を関連会社とする法人。自分の上にいる会社でございます。3つ目が、自分の親会社、または兄弟会社から見て関連会社になる法人。これは自分の横か斜めにいる会社でございます。なお、関連会社の定義につきましては、この政令の制定後、別途パブコメをする予定でございます。

続きまして、7ページ目をご覧ください。2点目の特定電気通信設備の指定関係でございます。グループ外の特定電気通信設備を設置する事業者と一種・二種指定事業者が合併等をしますと、登録の更新義務が生ずるものでございます。まず、指定基準としては、固定市場については、前年度末の数値で、都道府県単位で見てアクセス回線シェアが10%を超える事業者の設備、移動通信市場では前々年度末と前年度末の平均値で業務区域ごとに見て端末シェア3%を超える事業者の設備でございます。この10%は独占禁止法の指針で、この数値があれば、市場における有力な事業者とされております。3%については、移動通信市場では既に10%が二種指定の指定基準となっておりますので、これに準ずるシェアということで3%もあれば、契約数500万件と一定規模以上になりますので、これを基準として設定するものでございます。具体的な指定対象としては、固定通信では7社、大規模なケーブルテレビ事業者や電力系事業者が該当いたします。愛知県の中部テレコミュニケーション、滋賀県のケイ・オプティコム、飛んで大阪府のジェイコムウエスト、右にいて奈良県の近鉄ケーブルネットワーク、四国のSTNet、福岡のジェイコム九州、沖縄通信ネットワークが該当いたします。移動通信では、ソフトバンクグループのワイヤレスシティプランニングが該当いたします。指定については、告示を以て行いまして、指定をされる社に対しては、その旨を通知することにしております。

続いて、8ページ目をご覧ください。更新の申請書類等の関係でございます。申請書類としては、合併等の所要資金の額や調達方法、今後5年間の事業収支見積りなどを出してもらった上で、審査基準としてその算出が適正・明確であること等を規定することとしております。また、審査手数料としては、審査の工程を踏まえ、55,000円と規定をしております。

次の9ページは全体をまとめた資料でございますけれども、説明については割愛をいたします。

続きまして、10ページ目が2点目の「移動通信分野における禁止行為規制の緩和」でございます。法改正の概要としては、様々な業種の企業との連携による新事業・新サービスの創出を促進するため、移動通信市場の市場支配的事業者、つまりは二種指定事業者のうち収益シェア40%を超えるNTTドコモに対する禁止行為規制を緩和したものでございます。具体的には、禁止行為の三類型のうち製造業者、

端末メーカー等への不当な規律・干渉の禁止は廃止をいたしました。そして、特定の事業者に対し不当に有利不利に扱うことにつきましては、その対象を総務大臣が指定をするグループ内の事業者に限定緩和をし、指定される者以外の者との排他的な連携を可能とすることにしたものでございます。

規定事項については、11ページ目をご覧ください。1つ目が、今の規制との関係で引き続き、不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人の指定の関係でございます。まず、考え方としましては、グループ会社であったとしてもその事業内容や規模に応じて、公正競争に与える影響が異なること等に鑑みまして、この下の絵にありますように、契約数が5万件未満、各市場におけるシェアが1%にも満たないような小規模な事業者については対象外とした上で、携帯とのセット提供が想定されるF T T Hアクセスサービスや、N T T ドコモからネットワークを借りてM V N Oとして携帯電話を提供するような会社について対象とすることにしております。ただし、移動通信市場におきましては、M 2 Mによる新事業、新サービスの創出が期待をされておりますので、グループ内のM V N Oであっても通信モジュール向けのサービスのみを提供する者については、優遇禁止の対象外とすることにしております。

この通信モジュールの関係につきましては、次の12ページ目をご覧ください。12ページ目では、この関係のサービスを整理してありまして、定性的には特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール、端末向けのサービスとしております。具体的には、左欄の一番上にあるように、カーナビであれば地図等のダウンロード等に用途が限定されているようなカーナビや、二つ目の在庫状況や使用状況を通信できるような自販機などについては、通信モジュールとして整理する一方で、右欄の例えば自由にネットや通話ができる携帯端末やタブレットについては通信モジュールとは整理をしておりません。また、カーナビであっても、自由に取り外してネットが利用できるものもございますので、そのようなものは通信モジュールとはしてないところでございます。

1ページお戻りいただきまして、11ページ目でございますけれども、そのような考え方に基づく具体的な指定対象につきましては、2)にございますように、特定関係法人の政令の制定を待って、別途諮問する予定でございます。その指定につきましては告示で行い、誰が指定されたかについては、N T T ドコモに対し通知を

することにしております。NTTドコモに対しましては、年に1回、自分のグループ会社にいる電気通信事業者の名称の報告を義務付けることとしております。

続きまして、13ページ目をご覧ください。禁止行為規制の関係のその他でございます。移動通信市場におきましては、二種指定事業者のうち収益シェア40%を超える者が規制対象となります。今回は、この収益シェアの算定について、2点見直しを行います。1点目が、左下にありますように、収益シェアの算定は、これまでは個者単位でございましたけれども、グループ化の進展を踏まえ、グループ内に他のMNOがいる場合には、そのMNOの収益も合算して収益シェアを算定することにいたします。2つ目が、収益シェアに算入する収益の扱いでございます。これまでは附帯事業営業収益、端末の販売収益についても収益シェアに算入してきましてけれども、今回の法改正で端末メーカー等への不当な規律・干渉の禁止規制を廃止したことに伴いまして、この規制との関係で合算していた附帯事業営業収益についても算定から除外するというようにいたします。

続きまして、14ページ目でございます。3点目「卸電気通信役務の事後届出制等」でございます。ご案内のとおり、固定市場におきましては、今年の2月からNTT東西が光卸という形で卸サービスの提供を本格化しておりますし、移動通信市場におきましては、ネットワークの貸し借りをグループ内で卸という形態で盛んに行っている状況でございます。この卸の提供条件について、不当な差別的取り扱いがありますと、公正競争に与える影響が懸念されますので、今回の法改正では一種・二種指定事業者が提供する卸役務について、事後届出制を導入し、事後的なチェックができるようにするとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表する制度をあわせて整備したところでございます。

規定事項につきましては、15ページ目をご覧ください。1点目が、届出対象となる卸役務と届出事項でございます。これはどんな種類の卸役務を提供しているかを一般的に把握するためのものでございます。現在の電気通信事業を始めようとする場合の登録または届出の際に、どんなサービスを提供するかは役務表の区分、つまりF T T Hアクセスサービス等の単位で申請をさせておりますので、今回の卸役務につきましても、この役務表の区分単位でどんな種類の卸役務を提供するかを届出させることとしております。届出事項としては、役務の開始日、業務区域等としているところでございます。

2つ目が、このうち更に詳細な届出を義務付ける卸役務の関係でございます。これは公正競争を確保する必要性が高い卸役務のうち、卸先として不当な優遇等が行われる可能性が高く、その場合の弊害も大きい者の場合としてございます。一種指定事業者については、F T T Hアクセスサービスに関する卸役務、いわゆる光卸であって卸先としてグループ内であれば5万回線以上、グループ外であれば50万回線以上、またセット提供、割引が想定されるMNOに提供する場合としてございます。また、二種指定事業者につきましては、携帯電話またはBWAアクセスサービスに関する卸役務としておりますけれども、先ほどの禁止行為規制の場合と同様、イノベーションを阻害しないようにする観点から、通信モジュール向けのもの除いた上で、卸先としてグループ内であれば5万回線以上、グループ外であれば50万回線以上の者に提供する場合としてございます。なお、この50万回線につきましては、F T T H市場、MVNO市場において、それぞれ上位5社程度を対象とするものでございます。

続きまして、16ページ目、委員限りの資料でございますけれども、詳細な届出が義務付けられる卸先を整理したものでございます。一種指定事業者、二種指定事業者ともに太枠に囲んだ卸先事業者についての提供状況について詳細な届出が義務付けられることになります。

その届出事項につきましては、次の17ページ目をご覧ください。ただいまの卸先事業者ごとの卸役務の内容や料金、卸先に支払う販売奨励金等の金銭、それから卸役務とあわせて行う業務の条件ということで、例えば光卸であればセットで提供する光IP電話の卸条件や、重要な付加サービスや業務委託の条件がこれに該当いたします。また、個別の届出につきましては、卸については基本的に相対で条件設定がされることを前提としておりますけれども、仮に一種・二種指定事業者が任意で届出・公表した卸約款に基づく共通的な条件で卸役務を提供している場合には、個別の届出の把握は不要でございますので、その旨を3)で記述しております。

続きまして、(3)整理・公表制度の対象となる情報でございます。この制度は、一種・二種指定制度の運用に関する情報を一覧して見られるようにするために導入したものでございます。既に法律におきましては、3)の卸役務の届出の関係に加えまして、一種・二種指定設備への指定状況、それから認可届出を受けた接続約款に関し、作成し、または取得した情報が規定されておりますので、省令におきまし

ては、業務改善命令や禁止行為など、それ以外の一・二種指定制度の運用に関する情報を規定しているところでございます。また、具体的な整理・公表の方法につきましては、届出を受ける情報の中には例えば卸役務の個別の料金など、経営情報に当たるものもございますので、透明性確保とのバランスに配慮しながら、施行に向けて検討していきたいと考えております。

続きまして、18ページ目がその他でございます。ここでは二種指定事業者の特定関係法人のMNO、具体的にはUQやWCPが想定されますけれども、これらに対しまして、二種指定事業者の場合と同様に卸役務の事後報告を義務付けるものがございます。

卸の関係は以上でございます。

次のページからが「二種指定制度の充実」の関係でございます。現行制度では、二種指定設備に指定をされますと、接続約款の作成・届出義務や接続会計の整理・公表義務が課されることとなります。しかしながら、どのような機能の接続料を設定して約款に記載するのか、その機能の接続料にどのような原価を算入するのか、又は接続関連の手続・費用等として何を約款に記載するのかについては、現行では二種指定事業者がガイドラインに基づき自主的に判断しているため、その扱いにMVNOとの間で相違が生じたことから今回の改正法ではこれらの事項について、総務省令で規定し、ルール化できるように措置したところでございます。

20ページ目以降が規定事項でございます。20ページ目の1点目が、アンバンドル機能等でございます。まず、その要件としては、現行のガイドラインで整備されている要件である①他の事業者からの要望がある、②技術的に可能、③二種指定事業者に過度な経済的負担を与えない、④必要性・重要性が高いといった4要件は踏襲をした上で、「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除き」という要件については二種指定事業者とMVNOとの間のサービス提供時期の同等性を確保する観点から削除いたします。ただし、二種指定設備についてはボトルネック性がないこと、また、移動通信市場では一定の競争が進展していることから、二種指定事業者の設備投資等にかかるインセンティブに配慮する旨も合わせて規定しているところでございます。

具体的なアンバンドル機能は4つございます。①音声伝送交換機能、②データ伝送交換機能、③モバイルナンバーポータビリティ転送機能、④ショートメッセージ

サービス伝送交換機能でございまして、これらに関する接続ポイントを標準的接続箇所として規定いたします。

加えて、アンバンドル要件に該当しない機能であったとしても、必要性・重要性が高く、他の事業者からも要望がある一方、技術的な可能性や過度に経済的な負担を与えるかどうかについては、さらに事業者間の協議を尽くす必要がある機能につきましては、開放を促進すべき機能に位置付けることにしております。ただし、具体的な機能につきましては、現在総務省で開催している有識者会合における議論を踏まえて検討いたしますので、結論を得次第、別途パブコメをしたいと考えております。

続きまして、21ページ目、2点目の接続料の算定方法でございまして。ここでは接続料の原価及び利潤は、アンバンドル機能ごとに接続会計で整理されたサービス別の費用と資産に基づき、算定するとの原則とプロセスを規定いたします。個別には、利潤の算定について、年度ごとの額の振れを平準化するため、自己資本利益率等一定の項目については、単年度ではなくて過去3年間平均で計算するなどを規定しているところでございます。

3ポツでは、接続料の精算に関する規定を設けるとともに、4ポツで、これらのルールにのっとりた方法で接続料を算定できない場合には、総務大臣の承認を必要とする旨を規定しております。接続会計については、これまでサービス別の費用を整理させておりましたが、これに加えて、サービス別の固定資産を整理させることといたします。また、接続約款届出時の添付書類として、接続料の算定根拠を提出させることといたします。

続いて、(3)が接続を円滑に行うために必要な事項、これは接続関連の手続費用として、接続約款に記載を義務付ける事項を規定するものでございます。

1)が情報開示及び請求回答を受ける手続等、2)が回線管理運営費や工事費等の接続料以外のコストベースの料金、3)が回線開通に係る業務システム・SIMカード・端末接続試験の提供、情報開示に関する手続等を規定しているものでございます。

続きまして、22ページ目、その他でございまして。

その他の1点目が、特定移動端末設備、二種指定設備の範囲の見直しを行うものでございます。現在は、携帯電話端末のみが二種指定設備の範囲でございましたが、

これに加えて、これと同等性のあるBWA端末を追加するものでございます。これとの関係で、現在、デュアル端末というものがございます。これは例えばKDDIの携帯サービスとUQのBWAサービスが1台で使用可能である、あるいはソフトバンクの携帯サービスとWCPのBWAサービスが1台で使用可能である端末のことでございます。この端末につきましては、物理的には1台でございますけれども、端末シェアの算定上は各社1台と算定することにしております。

2つ目が、番号ポータビリティ手続の迅速化でございます。これはMVNOへのキャリアチェンジを円滑化するためのものでございまして、例えばインターネットを通じて、即時に回線開通を行えるようにする仕組みや、利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書きかえる仕組み、いわゆるOTAなどの提供が望ましい旨をガイドラインに記載することにしてございます。

次の23ページ目は、全体をまとめた資料でございますので、説明については割愛いたします。

続きまして、24ページ目以降がドメイン名の関係等でございます。

飛んで、26ページ目をご覧くださいませでしょうか。ここでは、ドメイン名の基本的な仕組みについてを説明したいと思います。

ドメイン名とは、IPアドレスを人が扱いやすい形で表記をしたものでございます。総務省のホームページで申し上げますと、IPアドレスは一番右側の「202.214.160.1」でございますけれども、これに対応するドメイン名が「www.soumu.go.jp」でございます。このドメイン名の一番右側がトップレベルドメインと申しまして、これには2種類ございます。1つが国別トップレベルドメイン、日本で言うところの「.jp」でございます。もう1種類が一般トップレベルドメインでございまして、代表的なものは「.com」でございますけれども、最近は「.tokyo」や「.nagoya」など、地理的名称をつけたものも増えてきているところでございます。

続いて、27ページ目をご覧ください。27ページ目が今回の規律対象となるドメイン名の名前解決サービスを説明したものでございます。下の絵にございますように、総務省のホームページを見る場合には、通常ドメイン名を入力し、クリックをいたします。ただし、実際の通信につきましては、ドメイン名ではなくて、IPアドレス、数字の羅列で行われますので、入力したドメイン名をIPアドレスに変

換することが必要となります。これは下の絵で言いますと、ドメイン名に対応する I P アドレスを教えてくださいという②の問い合わせに対しまして、③の I P アドレスを回答するサービスが必要となります。このサービスがドメイン名の名前解決サービスでございまして、これがないとネットを見ることができませんので、ネット社会の基礎的なサービスということになります。

以上を前提といたしまして、25 ページ目にお戻りいただけますでしょうか。25 ページ目にございますように、今のドメイン名の名前解決サービス、ドメイン名電気通信役務につきましては、これまで電気通信事業法の適用除外でありましたが、今回、これを電気通信事業法の適用対象といたしました。具体的には、事業の届出を義務付けた上で、信頼性確保の規律として管理規程、これは事故防止の自主基準の作成・届出義務や経営レベルの安全管理責任者である電気通信設備統括管理者の選任義務等を課すとともに、特に確実かつ安定的な提供を確保する必要がある特定ドメイン名電気通信役務につきましては、上乘せとして、会計の整理・公表義務等の透明性確保の規律を課すことにしたものでございます。

以上を前提とした規定事項の1点目が28 ページ目でございます。ここでは、信頼性確保に関する規律の関係でございまして、(1)では、この規律の対象となるドメイン名電気通信役務の定義を設けております。2種類規定してございまして、1種類目が国別トップレベルドメイン、地理的名称一般トップレベルドメインとして、総務大臣が告示するもの、具体的には、国別としては「. j p」、地理的名称としては、「. n a g o y a」、「. t o k y o」、「. o k i n a w a」、「. y o k o h a m a」、「. o s a k a」、「. k y o t o」でございまして、これを提供する事業者としては、右の欄の4社が該当するところでございます。

そして、もう一つの類型としては、契約数が30万件以上のものということで、この30万件以上の事業者で、おおむね市場の8割のシェアを占めることから、これを対象とするものでございます。具体的な社としては、右の欄の4社でございます。

2点目が、電気通信主任技術者の関係でございまして。インターネットが民間主導で発展してきた経緯などに配慮し、規律を最小限にする観点から、設備管理の人的体制については、電気通信設備統括管理者の責任と判断に委ねることとしまして、現場レベルの監督者である主任技術者の選任義務は適用除外とすることにしており

ます。また、四半期ごとに契約数の報告を義務付けることにしてございます。

続きまして、29ページ目をご覧ください。2点目の透明性確保に関する規律でございませう。(1)では、透明性確保に関する規律の対象となるドメイン名電気通信役務の定義を規定しているところでございます。これは先ほどの2種類のうち、国別トップレベルドメイン、地理的名称一般トップレベルドメインとして総務大臣が告示する「.j p」や「.n a g o y a」などを対象とすることにしてございませう。

また、2番目の会計の整理・公表の内容としましては、B/S、P/L等の財務諸表を整理させた上で、B/SとP/Lについては、ドメイン関係とそれ以外について、分計をさせることにしてございませう。また、B/S、P/L等については、公表の義務も課すことにしてございませう。

続きまして、30ページ目をご覧ください。30ページ目の1点目が、加入光ファイバの8收容の原則の関係でございます。左側の絵にございませうように、戸建て向けの光ファイバにつきましては、主端末回線が加入者宅近くの電柱上で最大8回線に分岐して、各家庭に引き込まれることとなります。この主端末回線のコスト、約3,000円については、主端末回線に收容される利用者からユーザー料金の一部として回収することとなりますので、主端末回線に收容する利用者が多ければ多いほど、一利用者当たりのコストが減りますので、その分利用者料金を低廉化する余地が生じるということとなります。

しかしながら、右側の絵にありますように、主端末回線①を借りている接続事業者が、その回線に1ユーザーしか收容していないのに、その事業者の別の2ユーザーを端末回線①がカバーしているエリアにある別の回線に收容してしましますと、本年であれば、主端末回線①に3ユーザー收容して、接続料を約3,000円払えばいいのに、2回線分の約6,000円を払うことになりまして、コスト負担が増大するということとなります。

このような事態を回避するため、今回、情報通信審議会の答申を踏まえて、8收容の原則を接続約款に規定させることにするものでございませう。8收容の原則とは、※2にありますように、一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を收容し、その後、新たに9回線目を收容する必要が生じた場合に、その回線を別の主端末回線に收容するとの原則でございませう。

次の(2)が海外からの持ち込み端末の関係でございませう。これは2020年の

東京オリンピックの開催などを見据えまして、訪日観光客のICT利用環境を向上させるためのものがございます。具体的には、我が国に入国する人が持ち込むWi-Fi端末等については、本来であれば、日本の電気通信事業法の技術基準に適合していることが確認をされないと使えないわけですが、そうではなくても、それに相当する技術基準として、総務大臣が告示する、例えばIEEEの基準等に適合しているものであれば、ビザの期間等を考慮して、90日以内に限って、利用可能とするものがございます。

最後が31ページ目でございます。「今後のスケジュール」でございます。本日、審議会に諮問をさせていただきまして、お認めいただければ、明日からパブリックコメントにかけたいと考えております。今回の具体的なパブコメの方法につきましては、今回の省令改正等につきましては、必要的諮問事項とそれ以外の事項に分かれておりますけれども、両者、密接不可分でございますので、総務省で一体としてパブコメをさせていただければと考えております。これをお認めいただければ、明日から1カ月間、12月10日までパブコメを行った上で、二種指定制度の関係については、審議会の議事規則で2回のパブコメが必要となっておりますので、それを12月中下旬に行った上で、1月下旬ごろに答申をいただければと考えております。

その後は、残りの省令等について、必要な手続を経た上で、来年の5月21日の施行を予定しております。この5月21日は、法律の公布が今年の5月22日でございますので、ちょうど1年以内の最後の日ということで、この日に施行するものがございます。説明につきましては、以上でございます。

○辻部会長　　どうもありがとうございました。大変大部な諮問となっております。昨年1年間、情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会において「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」ということで、イノベーションをどう推進するか、あるいは電気通信がどういう役割を果たしていくか、規制緩和や消費者保護、これらの議論の中で、サービス卸が出てきました。このサービス卸に関して、透明性の確保など、1年かけて議論してきましたが、今回がその集大成となり、新しい制度がうまく機能するための省令となっております。

ここにおられます委員の皆様の中には、その時の基本政策委員会の委員も兼ねておられて、ご熱心に議論していただいたかと思っております。そのときの議論を受けまし

て、今回の省令に反映されているかどうか等々を議論していただきますと、大変ありがたいと思います。それでは、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。

○酒井主査代理　よろしいですか。

○辻部会長　それでは、お願いいたします。

○酒井主査代理　それでは、20ページのところで、アンバンドル機能というのがありますが、二種指定のアンバンドルというのは、相手の二種指定の会社が1社じゃないものですから、結構その間の公平、不公平という話も出てくるような気がいたしますけれども、まず、このアンバンドル機能そのものに関しては、基本的には、複数の会社にみんな同じ機能を指定すると考えていいのかどうかということと、接続、この場合の料金については、これは計算方法をちゃんと規定して、各社において、もし違う料金になっても仕方がないとするのかどうか、その辺の基本的な考え方を教えていただければと思います。

○飯村事業政策課企画官　まず、1点目は、基本的には、各社それぞれが共通的に備わっている機能というものが要件に当たる必要性、重要性の高い機能になると思いますので、先生ご指摘のとおり、共通的にアンバンドルしていくということが基本だと考えております。

それから、2点目の料金について、算定方法を定めた結果、料金がばらばらになってしまった場合にはどうするのかということですが、それは当然、各社ネットワークが違って、それぞれの投資とかコストが違いますので、結果としての平等を求めるものではなくて、計算方法とか、プロセスの公平性を求めるものということでご理解いただければと思います。

○辻部会長　それでは、大谷委員、お願いします。

○大谷委員　非常に細かいことを教えていただければと思うのですが、資料で言いますと、12ページのところに、「通信モジュール向けに提供するサービス」のご説明で例示を載せていただいているんですが、その一番下のところに注釈で、「携帯電話・PHSアクセスサービスを提供する電気通信事業者は、「通信モジュール向けに提供しているサービス」の契約数の報告が義務付けられている」ということで、これは11ページとの関係で読みますと、5万件という基準の数との整合性というか、それを総務省においてもきちんと把握できる裏づけがあるという意味で書かれているのでしょうかというのが質問の1点目でして、あと、この関係では、

11 ページで書いている F T T H のアクセスサービスや携帯電話等と書かれている「等」の部分と、携帯電話・ P H S アクセスサービスといったところが一致するかどうかがよくわからないので、少し説明を補っていただけますと助かります。以上です。

○飯村事業政策課企画官 1 点目の通信モジュールについて、12 ページの※で打ってある部分については、通信モジュールという言葉自体が、制度上初出じゃないという意味で書いてあるぐらいで、特段それ以上の意味はございません。

○大谷委員 そうですか。

○飯村事業政策課企画官 それから、通信モジュールの関係につきましては、今の報告規則上は、携帯と P H S の関係に出させることにしておりますけれども、先ほどの F T T H アクセスサービスと携帯電話等との関係でいくと、「等」のほうについての通信モジュールについては、今回、見に行くことは予定していなくて、基本的に通信モジュールの関係について、特別な考慮をするのは携帯電話の関係だけでございますので、そういった意味においては、今の報告規則で求めている契約数によって、閾値に該当するかどうかについて判断できると考えております。

○大谷委員 なるほど。わかりました。すいません、その関係で続けてよろしいでしょうか。

○辻部会長 どうぞ。

○大谷委員 15 ページのところ、ご説明いただいた卸役務なのですが、さらに詳細な届出を義務付ける卸役務と届出事項のところ、二種指定のところ、「通信モジュール向けを除く」とされてあります。ここでいう「携帯電話又は B W A アクセスサービスに関する卸役務（通信モジュール向けを除く）」は、先ほどの様式の 11 で把握されているところと、ここもやはり特に不整合はないという理解でよろしいのでしょうか。

○飯村事業政策課企画官 その理解でよろしいと思います。

○大谷委員 そうなんですね。わかりました。ありがとうございます。

○辻部会長 よろしいでしょうか。

それでは、三友委員、お願いいたします。

○三友委員 14 ページ以降に、事後届出制に関する内容が説明されております。内容はそれでよろしいかと思いますが、この種のことには情報の非対称性がどうし

でも出てくるわけですから、それへの対策というような観点から何か考えてらっしゃることはあるのでしょうか。

○飯村事業政策課企画官 基本的には、今回は、整理・公表制度というのを新しく設けることにしていて、その中で、今回、総務省に届けていただいたものについて、整理したものを世の中に示すことによって、なるべく情報の格差がないように、こんな条件でやられているということについて、他の事業者からもわかるようにしていきたいと考えております。

また、これは省令レベルではないんですけれども、そういった整理・公表の過程においては、例えば光卸の場合については、NDAを締結した事業者から話を聞いてみたりとか、整理した内容については、例えば本審議会に報告して、また公表するみたいなプロセスを考えておりますので、そういったことによって、なるべく情報の格差については是正をしていきたいと考えています。

○三友委員 ありがとうございます。

○辻部会長 よろしいでしょうか。

○三友委員 はい。

○辻部会長 今の情報の透明性ということについては、情報通信審議会でも非常に議論になったところでありますので、いろいろのご質問はよくわかります。

関口委員も出ておられましたけど、何か。

○関口委員 特に大したことは考えてないんですけれども、ただ、今回は多岐にわたる法改正の案が出てきて、非常に大変な作業量だったと思うんですが、1つは、基本政策委員会の成果を取り込む、それから、もう一つは二種指定について、ガイドラインレベルのものを格上げしていくという形で、これで一通り全体像が見えてきたし、それから、将来をにらんだ上でのM2M対策も一定の配慮があるという形で、しばらくこれで運用して、また新たな課題に対応するというようになってくると思うんですね。

実は、今日の審議事項にもありましたメタルに絡むユニバーサルサービスだとかいろんなことについては、おそらく来年度は2,000万加入を全体で切ってくるはずであります。今、ユニバーサルサービスの算定上はIP補正をしていますから、光がほぼ同数ぐらい加算の対象になってという形がついて、何とかそれで格好つけているようなくらい総体的に全体のウエートが小さくなってきていると。今回の法

改正も、その意味では、光ですとか、二種の市場について、ようやくこれで一種と同等の資料も規制当局側としてとれるようになってきて、これからが本格的な二種の整理に入ってくるんだらうと思うんですね。当初、レイヤー2、レイヤー3の値段を見ていても、3社、とてつもない価格差、3倍近い価格差があったんですが、何でこんなに差があるのかということすら分析もできなかったという状況が急速に価格も収れんしてきたということで、やはりこれからモバイルにもう少し注力をする上で、今回の改正案がとても役に立つんだらうと考えております。

○辻部会長　ありがとうございます。では、山下委員、何か。

○山下委員　特にございません。

○酒井主査代理　ちょっと細かいことでもいいですか。

○辻部会長　どうぞ。

○酒井主査代理　すいません、ちょっと細かいことを言っておきたいんですが、30ページのところに8分岐の原則を接続約款に規定するという考え方、これはいいと思うんですけども、たしかこれは、なぜきちんと8回線が埋まっていないにもかかわらず、別の線に接続されている理由の1つとして、8回線が埋まっていたんだけど、契約をやめて空きが出ちゃったと。そうすると、今さら別の線に接続したものを収容替えるのは大変だったからしなかったんだというのもあったような気がしますけれども、そこまでも規定するんですかね。それはもうちょっと原則ということで考えておけばよろしいんですかね、これは。

○飯村事業政策課企画官　今の先生のご指摘のとおり、原則ということでございます。

○辻部会長　それでは、そのほかご意見とか、ご質問とかございませんでしょうか。

○大谷委員　よろしいでしょうか。

○辻部会長　どうぞ。

○大谷委員　ありがとうございます。「不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人の指定」について、11ページ、12ページのところで、今後のイノベーションを導いていくという観点から、通信モジュール向けを除くという考え方については、基本的に賛同できる工夫ではないかと思いますが、今後、IoTが通信での主戦場となっていくことを考えますと、やはり通信モジュール向けといったものについても、グループの力が及んで、公正競争に何らかの影響が生じる懸念はないのか、I

○Tの別のマーケットということで、マーケットとしては区別する必要があるのかもしれませんけれども、そういったことについても、将来的にはどのような状況になっているのかを確認していく必要性もあるのではないかなど、長期的な課題としては思っております。

ただ、現状においては、このような通信モジュール向けについては、基本的に様々な事業上の創意工夫を凝らしていただくという観点で除いていただくという考え方は先ほど申し上げたとおり、賛同しているところです。将来的に、グループとしての、例えば総合力、一種指定事業者としてのパワーといったものを必要以上に行使することがないように、見守っていく必要が出てくるのではないかと考えております。これは省令そのものではないですけれども、一応意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

○辻部会長 どうもありがとうございました。この案件は、これまでの電気通信のいろんな課題の解決に向けて、新しい仕組みをつくっていくという意気込みで1年間かけて議論したもので、全て課題が解決できて、新しいところに移るわけではないですけれども、2020年に向けた動きが非常に鮮明に見えていると思います。今後のことがどうなっていくか、それを注視していくというのがありましたけれども、確かにそのとおりで、この省令等々で、どこまで電気通信市場が変わるか、その辺をまた見させていただきたいと思います。

それでは、ご質問等が終わりましたら、本件につきましては、先ほど総務省からご提言がありましたように、当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されております。これらは密接不可分になっておりますから、報道発表及び意見招請につきましては、必要的諮問事項の部分も含めて一体として総務省が実施することを当部会で決めたいと思います。

また、接続にかかわる省令等につきましては、接続委員会におきましても、ご検討いただいた上答申をまとめることにしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 それでは、以上のように決定することといたします。また、意見招請は12月10日木曜日まで、二種指定制度にかかわる接続ルールに関するものは、その後、2回の意見招請を総務省において実施していただければと思います。

なお、接続料規則の名称を第一種指定電気通信設備接続料規則に改正することに伴いまして、接続料規則を引用する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則についても所要の改正を行う必要がありますが、名称変更に伴う形式的な改正になりますので、ユニバーサルサービス委員会での調査を不要とさせていただきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議は以上で終了いたしました。委員の皆様方、何か特段ご意見等はございますでしょうか。

事務局からご連絡あればお願いいたします。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 事務局からご連絡させていただきます。次回の電気通信事業部会の日程は、今月、11月24日火曜日午後の開催を予定しております。詳細につきましては、別途また事務局からご連絡をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○辻部会長 どうもありがとうございました。それでは、以上で閉会とさせていただきます。

閉 会